



令和7年12月8日



かすみがうら市議会
議長 来栖 丈治 様

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に
伴う農地法違反に係る調査特別委員会
委員長 櫻井 繁行

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る
調査特別委員会報告書

本委員会の調査結果について、かすみがうら市議会会議規則第 110 条に基づき下記のとおり報告する。

記

1. 本委員会設置の目的

本事案は、櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けずに農地のまま利用している現状があることに端を発するものである。

令和7年9月18日に開催された市議会全員協議会において、来栖議長から本件に関し以下の概要説明がなされた。

一つには、令和7年9月8日付で、差出人不明の投書が、かすみがうら市議会議長及び、私、櫻井繁行宛てに送付され、当該投書により、櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けずに利用されていることが、同封された土地登記事項証明書の写しにより判明したこと。

二つには、来栖議長による聞き取り調査において、櫻井健一議員本人からも、農地法に基づく転用許可の手続が完了していない旨の報告を受けたこと。

三つには、同様の投書が宮嶋市長宛にも送付され、市農業委員会事務局においても、今後速やかに行政指導を行う旨の報告があったことである。

以上の状況を踏まえ、櫻井健一議員並びに市農業委員会事務局のほか、関係部局等から現状報告及び意見聴取を行い、事実関係を明確にし、かすみがうら市議会としての適切な対応を検討する必要があると考える。

市議会議員は、合議制機関の一員として、公平かつ誠実に職務を遂行する責務を有しており、議会の規律及び秩序を維持することが求められている。

よって、本事案については、議会の自律的判断のもとで調査特別委員会を設置し、当該事案の経緯及び関係機関の対応を明らかにするとともに本事案の解決を目的とするものである。

2. 委員会の設置

(1) 設置の決議

令和7年9月24日開催の「令和7年かすみがうら市議会第3回定例会」において、議員発議第2号「櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議」により設置した。

(2) 委員会の定数

14名

(3) 構成委員

委員長	櫻井繁行	副委員長	設楽健夫
委員	矢口龍人	委員	佐藤文雄
委員	小座野定信	委員	岡崎勉
委員	小倉博	委員	久松公生
委員	鈴木貞行	委員	服部栄一
委員	石澤正広	委員	鈴木更司
委員	塚本直樹	委員	井出有史

3. 委員会の開催状況

○第1回特別委員会 令和7年9月24日（火）

- (1) 正副委員長の互選
- (2) 閉会中の継続調査の申し出について

○第2回特別委員会 令和7年10月28日（火）

- (1) 櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査
・市執行部からの行政指導等の経過説明について
- (2) 次回の調査方法について

出席説明者 産業経済部長 貝塚裕行
産業経済部理事（農業委員会事務局長） 小泉一司
都市建設部長 稲生政次

○第3回特別委員会 令和7年11月14日（金）

- (1) 参考人質疑
- (2) 次回の委員会の進め方等について
参考人 櫻井健一議員

○第4回特別委員会 令和7年12月3日（水）

（1）報告書（案）について

4. 調査結果（会議録添付）

本事案は、令和7年9月18日付、農業委員会から茨城県へ報告された「違反転用事案報告書」の措置及び意見等に記載されている案件である。

農業委員会事務局が取った措置

- ・令和2年12月18日「新治1659番6の農地無断転用を確認、新治1659番5においては放置車両の撤去指導、また、所有者が亡くなっていることから相続登記を早急に行う指導。」
- ・令和5年2月1日「是正進捗状況確認。行政書士に相談して進めているが、相続人との協議が進んでいない。早急に進めるよう努める。」
- ・令和7年1月7日「進捗状況確認。行政書士に相続登記について依頼しているが進捗はない状況。」
- ・令和7年8月8日「進捗状況確認。行政書士に相続登記について依頼しているが、進捗はない状況。」

農業委員会事務局の意見

- ・「行為者、櫻井健一議員に、現在、無断転用農地である新治1659番6について事務所が設置されているが、撤去を求めている。」
- ・「櫻井健一議員は、転用行為も考えているが、土地所有者が亡くなっており、相続登記の進捗が見られない。」
- ・「隣接地である新治1659番10の自動車整備工場においては、継続して使用する場合、都市計画法上、進入路の幅員が不足しており、今回の無断転用農地（新治1659番6）の分筆が必要となるが、土地所有者の相続登記が未完のため早急な対応が困難である。」

関係部局からの説明

農業委員会事務局のほか、農林水産課及び都市整備課からも資料に基づき説明を受けた。櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地が、令和2年12月に実施した3課による協議内容において、「農地転用の適法化に向けて行政書士に依頼しているが、相続人が複数名おり、未解決のままの状態」が続いている状況が確認された。

令和5年には「農地法及び都市計画法違反となっているが、適法化の見込みはあり、是正手続き中である。しかし相続手続きに時間を要している。対象者である櫻井健一議員は是正手続きを進めていることから、勧告処分等の措置は不要と考えている。」としていた。

令和7年9月11日、農業委員会事務局において、土地所有者が平成15年に亡くなっており、最初の相談から5年が経過していることから、茨城県への報告と併せて土地

所有者（法定相続人）及び使用者（櫻井健一議員）に対し、是正通知を行う旨、市長へ報告を行い、令和7年9月18日、農業委員会から茨城県に対し「違反転用事案報告書」を提出、また、櫻井健一議員及び法定相続人に対しても「農地転用違反是正について」の通知を行った。

更には、本委員会において、後援会事務所の所在地の無断転用農地のほか、後援会事務所建物においても建築基準法の適用を受けていないことが確認され、併せて、櫻井健一議員が営む隣接する自動車整備工場の土地についても、都市計画法に基づく開発許可の適用を受けていないことも確認された。

櫻井健一議員本人への聞き取りにおいては、本事案について真摯に受け止め、反省している旨が示され、今後は適切な手続きに沿って対応していきたいとの意向が確認された。

行政側においても、関係部局からの助言等が十分に行き届かない状況で、行政指導が適切に行われておらず、不十分であったことがうかがわれた。

これらの点を踏まえ、櫻井健一議員本人及び関係部局について、それぞれ次のとおり報告とする。

櫻井健一議員においては、今回の経過を受け、関係部局からの行政指導等に従い、関係法令に基づいた適切な手続きを速やかに実行するとともに、かすみがうら市議会の規律や議会の秩序を遵守し、市民の信頼を損なうことがないように早急に是正することを求める。

併せて、関係部局においても、より分かりやすい助言及び指導等、丁寧な対応に努めるとともに、行政手続きがスムーズに行えるよう協議及び監督を継続しながら、法令順守や適正な行動を促し、業務遂行に取り組んでいただくことを要求し、まとめとする。